

土岐市太陽光発電設備等設置費補助金についてQ&A

Q1. いつ設置した（設置する）太陽光発電設備が対象となるか

土岐市が交付決定した日以降に設置事業に着手した太陽光発電設備が対象となります。

Q2. 16万円／kWhの蓄電池は対象となるか

対象となりません。

※ 蓄電池の価格が15.5万円／kWh（工事費込み・税抜き）を超える場合は対象となりません。

Q3. 太陽光発電設備の能力の小数点以下の処理方法は

小数点以下を切捨て処理してください。

Q4. 太陽光発電設備の能力がパネルとパワーコンで異なる場合は

パネル（モジュール）とパワーコンディショナーの低いほうの数値を採用してください。

※ 「パネル（モジュール）のみ」又は「パワーコンディショナーのみ」設置する場合は対象外です。

Q5. ハイブリッド蓄電池の価格は全てを蓄電池価格とすべきか

○ 太陽光発電設備のパワコンと蓄電池が一体となったものですが、蓄電池として販売されているため、すべてを蓄電池価格とみなしてください。

※ 蓄電池の交付上限単価にご注意ください。

Q6. 蓄電池の能力は定格容量と実効容量のどちらを使うのか

○ 補助金算定の際は原則としてカタログ記載の定格容量の数値（小数点第2位以下切捨て）を用いてください。

Q7. 併用住宅へ設置する設備も補助可能か

○ 対象となるケースもあります。

【例】

以下の全ての条件を満たす場合（太陽光発電設備 7 万円/kWhの補助）

- ・ 併用住宅の屋根に市民の立場で全ての費用を負担して太陽光発電設備を設置

- ・発電した電力の30％以上を家庭用の電力として自家消費
- ・残りの電力を店舗で消費（又は電力会社へ売電等）

○「市民」への補助としていますので、「事業者（店舗等）が負担した費用」について補助できません。